主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人尾崎陞、同鍛治利秀、同佐々木秀典、同大倉忠夫の上告趣意は、外国人登 録法一八条一項一号は憲法一四条、三一条に違反すると主張するが、外国人登録法 は、本邦に在留する外国人の居住関係および身分関係を明確ならしめ、もつて在留 外国人の公正な管理に資することを目的とする法律であつて、人種のいかんを問わ ず、わが国に在留する外国人のすべてに対し、管理上必要な手続を定めたものであ り、そしてこのような規制は、諸外国においても行なわれていることであつて、な んら人種的に差別待遇をする趣旨に出たものではなく、同法一八条一項一号が憲法 一四条に違反しないことは、当裁判所大法廷の判例(昭和二六年(あ)第三九一一 号同三〇年一二月一四日判決、刑集九巻一三号二七五六頁)の趣旨に徴して明らか であるから、憲法一四条違反を主張する論旨は理由がない。また、このような相当 の理由があつて設けられた刑罰法令に刑を定めるにあたり、その罪の種類、態様、 程度に従つていかなる種類、範囲の刑を科すべきものとするかは、立法機関に委ね られた立法政策の問題であつて、憲法適否の問題でないことは、当裁判所大法廷の 判例(昭和二三年(れ)第一〇三三号同年一二月一五日判決、刑集二巻一三号一七 八三頁)の趣旨から十分に窺いうるところであるから、たとい所論のごとく外国人 登録法一八条一項一号に定められた刑罰が住民登録法違反、戸籍法違反等の制裁に 比し著しく重いとしても、これをもつて直ちに右罰則が憲法三一条に違反するもの ということはできず、しかも本邦に在留する外国人に対し、一定の期間内に登録の 申請をなすべきことを命じ、これに違反したときは、懲役、禁錮、罰金等の刑罰を 科しても違憲でないことは、当裁判所大法廷の判例(昭和二五年(あ)第五八六号 同二八年五月六日判決、刑集七巻五号九三二頁)の趣旨とするところであるから、

憲法三一条違反を主張する論旨もまた理由がない。

また、記録を調べても、刑訴法四一一条を適用すべきものとは認められない。 よつて、同法四〇八条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

昭和四五年六月五日

最高裁判所第二小法廷

介	之	浅	鹿	草	裁判長裁判官
彦		芳	戸	城	裁判官
郎	太	幸	Ш	色	裁判官
_		朝	上	村	裁判官